

第4章 有識者からのヒアリング・意見聴取結果

常習飲酒運転者対策の論点を整理するに当たり、調査委員会において医療関係者、機器製造事業者及びアルコール関連問題に取り組む民間団体から、常習飲酒運転者対策に係る留意点を聴取したところ、以下の通りであった。なお、本章の内容については、聴取した内容を本委員会におけるその後の検討の参考としたものであり、同内容に関して何らかの判断を行ったものではない。

第1節 医療機関

(飲酒運転対策における医療的側面からの留意事項)

飲酒運転対策における医療的側面からの留意事項について、三重県立こころの医療センター 長徹二医師からヒアリングした。飲酒運転とアルコール依存症との関係、飲酒運転に関する実態調査、飲酒運転を減らすに当たっての提言があった。

(1) 飲酒運転とアルコール依存症との関係

飲酒運転とアルコール依存症及び問題のある飲酒との関係を示すような様々な調査がなされており、それらについての説明がなされた。

○例えば、欧米における複数の調査では、初回の飲酒運転検挙者のうち、約6割がアルコール依存症であり、2割がアルコール乱用者であるといった調査結果⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾があり、どの調査結果においても、概ね似た数値を示している。

○また、2回目、3回目となると、アルコール依存症の割合は増えていき⁽²⁹⁾、3回目に至っては、全員がアルコール依存症であったとの調査結果⁽³⁰⁾もある。

○次にスウェーデンにおける、飲酒運転検挙者と飲酒に関する問題の程度をAUDITを用いて検証した結果を示したところでは、飲酒運転検挙者のなかでは、危険な飲酒とされる中等度の者(AUDIT8点以上の者)が35%、アルコール依存症の疑いがある重篤の者が28%とされている⁽³¹⁾。一方、一般運転手では、それぞれ、11%、1%であり⁽³²⁾、飲酒運転検挙者において飲酒関連問題を抱える者が明らかに多いことがわかる。

○これに対して、我が国の調査では、第2章第2節(1)で記載した、神奈川県警察本部と久里浜アルコール症センターが実施した運転免許処分者に対する任意の面接調査においては、飲酒運転経験者のうち、危険な飲酒に該当する者(AUDIT8点以上)は、男性で、74%、アルコール依存症の疑いがある者は、38%にのぼった⁽¹²⁾。

○また、5道府県において実施された、免許取消・停止処分者講習に出席した者に対する任意の面接調査においては、危険な飲酒に該当する者は、男性で、59%、アルコール依存症の疑いがある者は、29%に上った⁽³³⁾。

○このことから、アルコール依存症及び問題のある飲酒と飲酒運転には、関係が強いことが疑われる。

(27) R. S. Palmer, et al. : Concurrent and Predictive Validity of Drug Use and Psychiatric Diagnosis Among First-Time DWI Offenders, Alcohol Clin Exp Res, Vol.31, No.4, p.619-624(2007)

(28) S. C. Lapham, et al. : Accuracy of alcohol diagnosis among DWI offenders referred for screening, Drug and Alcohol Dependence, Vol.76, p.135-141(2004)

(29) E. A. Pristach, et al. : Psychiatric symptoms and DWI offenders, Alcohol & Alcoholism, Suppl.1, p.493-496(1991)

(30) J. A. Pursch : An interview. Alcoholism, The National Magazine, p.12(1981)

(31) B. Hubicka, et al : Alcohol Problems among Swedish Drunk Drivers: Differences Related to Mode of Detection and Geographical Region, Traffic Injury Prev, Vol.8, p224-231(2007)

日本の調査では・・・

- 神奈川県調査(運転免許処分者講習)(2008)
 - * 飲酒運転経験者で「危険な飲酒」に該当する者は
男性は74%、女性は65%。(AUDIT≥8)
 - * 飲酒運転経験者で「アルコール依存症の疑い」の者は
男性は38%、女性は32%。(AUDIT≥15)
- 5道府県調査(免許取消・停止処分者講習)(2008)
 - * 「危険な飲酒(AUDIT≥8)」に該当する者は
男性は59%、女性は48%
 - * 「アルコール依存症の疑い(AUDIT≥15)」の者は
男性は29%、女性は17%。

図 4.1 長医師資料 (6 頁)

(2) 飲酒運転に関する実態調査

飲酒運転に関する実態調査として、関西アルコール関連問題学会により、H14.6.1 に施行された道路交通法改正前後の飲酒運転の行動変化を中心に調査した、飲酒運転の実態に関するアンケート⁽³⁴⁾について、以下の通り説明がなされた。

○アルコール依存症患者を対象者とし、病院職員などの者をコントロール群として、道路交通法改正前の飲酒運転歴、道路交通法改正当時の飲酒運転頻度、道路交通法改正後の飲酒運転行動の変化などについて調査した。

○道路交通法改正前の飲酒運転経験の比較について、コントロール群とアルコール依存症者群との間に有意な差がある。

○性差について、コントロール群及びアルコール依存症者群の双方で、男性の飲酒運転経験者が有意に多い。

○1日平均の飲酒量と飲酒運転経験の相関について、2単位(ここでは、純アルコール量 20g)より多い者と2単位以下の者の飲酒運転経験に有意な差がある(飲酒量を回答した者のみの比較)。

○飲酒頻度と飲酒運転経験の相関について、週に4回以上飲酒する者の占める割合は、飲酒運転経験者において高くなる。

○道路交通法改正当時の飲酒運転頻度について、年に1回以上飲酒運転を行っているとする者は、コントロール群では21%であったのに対し、アルコール依存症者群では56%であった。

(32) H. Bergman, et al. : Alcohol use among Swedes and a psychometric evaluation of the alcohol use disorders identification test, Alcohol & Alcoholism, Vol. 37, No. 3, p. 245-251 (2002)

(33) 村上優ほか：常習飲酒運転とアルコール依存、実態とエビデンスに基づく対策、飲酒運転と多量飲酒・アルコール依存症に関する6道府県共同研究、日本アルコール・薬物医学会雑誌、Vol. 43, p. 316-317 (2008)

(34) 山本道也ほか：アルコール依存症患者の飲酒運転状況、日本アルコール関連問題学会雑誌、Vol. 10, p. 25-28 (2008)

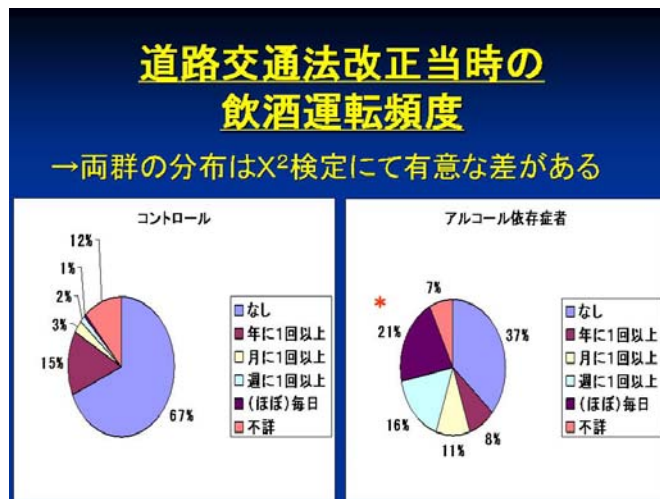


図 4.2 長医師資料 (12頁)

- 性差と飲酒運転頻度について、アルコール依存症者群では差はないが、コントロール群では男性の飲酒運転頻度が高い。
- 飲酒量と飲酒運転頻度について、2単位以下の者で年に1回以上飲酒運転を行っている者は17%であるのに対し、2単位より多い者で年に1回以上飲酒運転を行っている者は41%であり、飲酒量と飲酒運転頻度に関係があると思われる。

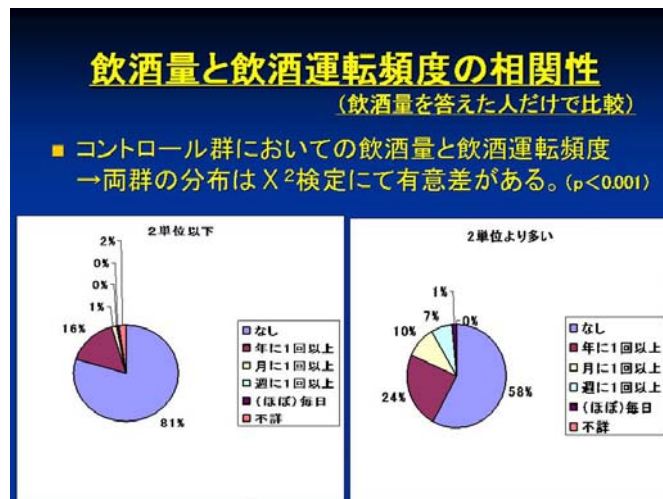


図 4.3 長医師資料 (14頁)

- 次に、飲酒運転経験のある者を対象に、法改正前後での行動変化について調べたところ、コントロール群ではほとんどの者が飲酒運転をやめた又は大幅に減らしたと答えたのに対し、アルコール依存症者群では、やめた又は大幅に減らしたと答えた者は6割弱にとどまり、2割強の者が飲酒運転を引き続きしていると回答した。
- また、法改正により飲酒運転をやめた又は減らした者は、コントロール群で140名であったのに対して、アルコール依存症者群では68名にとどまっている。また、変化なく続けた又は逆に増えたとする者は、コントロール群で1名であったのに対して、アルコール依存症者群では35名にものぼり、アルコール依存症者群の者が飲酒運転を厳罰化後も継続していることが示された。

飲酒運転を”やめた”“減らした”に至った人

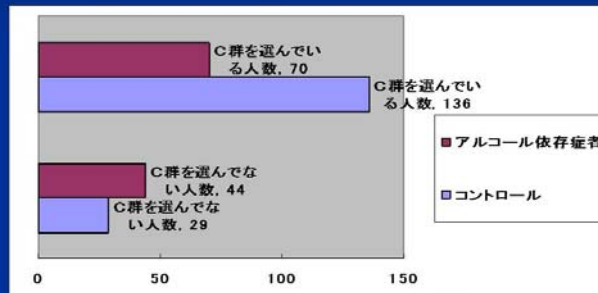
	コントロール	アルコール依存症者
やめた	140	68
大幅に減らした	18	21
少し減らした	5	25
変化なく、続けた	1	34
逆に増えた	0	1
不詳	9	8
計(経験アリ人数)	173	157

図 4.4 長医師資料 (16頁)

- 飲酒運転をやめた又は減らした理由を、断酒治療の影響、周囲の支援体制による影響、社会的風潮による影響、厳罰化そのものによる影響に分類して分析した。
- 飲酒運転をやめた又は減らした理由は、アルコール依存症者群とコントロール群で傾向に大きな相違はなく、その理由がわかりにくいものであった。
- 一方で、飲酒運転をやめた又は減らした理由として、「その理由を選んでいない」者を分析したところ、アルコール依存症者群は、コントロール群に比較して「厳罰化」を理由として選んでいる者は少なく、アルコール依存症者群に対する飲酒運転対策として、厳罰化及び基準変更のみでは十分ではない可能性がある。

“やめた”“減らした”理由中の C.厳罰化そのものによる影響

* 両群間で χ^2 検定により有意な差がある。(p<0.001)



* 厳罰化と基準変更だけで飲酒運転を減らすことは難しい。

図 4.5 長医師資料 (19頁)

- これらより、①アルコール依存症者だけでなく、圧倒的多数の習慣飲酒者（飲酒量の多い者、飲酒頻度の高い者）や男性にも飲酒運転の習慣性のリスクが高く、また、②アルコール依存症者においては、厳罰化そのものによる影響が飲酒運転行動を減少させる効果には比較的乏しいとのまとめが得られる。
- ①アルコール依存症者だけでなく、圧倒的多数の習慣飲酒者（飲酒量の多い者、飲酒頻度の高い者）や男性にも飲酒運転の習慣性のリスクが高い。我が国では、2005年度の国民栄養調査に照らし合わせると男性ならば約5人に2人、女性なら約12人に1人が習慣飲酒者であることになり、今回の結果から考えるとこれに近い多くの人が飲酒運転の習慣性のリスクが高いことが示された。

○また、②アルコール依存症者においては、厳罰化そのものによる影響が飲酒運転行動を減少させる効果には比較的乏しい。このため、飲酒運転行動の減少のためには、厳罰化に加え、周囲の支援体制と社会的風潮による影響として、マスメディアへの働きかけ、アルコール教育などの社会的な啓発活動、アルコール依存症の予防教育や治療教育などを組み合わせることが必要であることが示された。

(3) 飲酒運転を減らすに当たっての提言

飲酒運転を減少させるための提言として、以下の通り提言がなされた。

○まずは、メディアのアルコールに対する認識を変更させる必要がある。我が国では、欧米に比較して、アルコールの販売やメディア広告に対する規制はきわめて寛容であり、子供がアルコールの害よりもメリットに向くようになってきているとの報告もあり⁽³⁵⁾、「習慣飲酒が増えれば、飲酒運転は増える」と予想されるならば見直しが必要であると共に、これらの環境は、アルコール依存症者には再飲酒を促す危険がある。

○米国、豪州、ニュージーランドにおいては、州によって飲酒運転とアルコール関連の事故を減少させるためのマスメディアキャンペーンに取り組んでいる事例があり、そうした取組によりアルコール関連事故は減少し、社会的便益がキャンペーンコストを上回ったとの報告がなされていることから⁽³⁶⁾、メディアの利用により、飲酒運転の減少につながる可能性がある。

○また、米国で、州によって取組まれている事例があるDUIプログラムについて、8～9%の飲酒運転減少が達成されているとの報告⁽³⁷⁾や、特に再犯者向けのプログラムにおいて、アルコール治療プログラムを組み合わせることにより、罰則のみを与えるケースと比較して飲酒運転の再犯率を約30%減少させたとの調査結果⁽³⁸⁾がある。

○また、豪州においては、州によって、初犯者に対して地域のNPOが主催し行政が協力する教育システムを受講させる取組の事例があり、受講者の半分程度を飲酒運転違反者で占めるプログラムで、交通違反の再犯率を25%減少させたとの報告がある。また、近年は、裁判所により強制的に行われる再犯者プログラムの取組事例もあり、修了後2年後の再犯率が43%減少した⁽³⁹⁾。

○以上をまとめると、以下の①～③が言える。

- ① 一般人口と比較して、飲酒運転経験・検挙者はアルコール依存症に該当するケースが多い。
- ② アルコール依存症だけでなく、飲酒量の多い者や飲酒頻度の高い者などの常習飲酒者にも飲酒運転のリスク要因があり、その実数はアルコール依存症者よりはるかに多い。
- ③ アルコール依存症であれば、厳罰化と基準の変更だけでは飲酒運転を減らすことは難しく、社会的な啓発活動や、アルコール依存症の治療につながる協力体制が必要である。

○最後に、米国において、TV・ラジオ広告、新聞・雑誌広告、酒類の屋外広告について、州毎に規制を設けているのに対し、日本においてはそのような規制がない。

(35) J. W. Grube, et al. : Television Beer Advertising and Drinking Knowledge, Beliefs, and Intentions among Schoolchildren, Am J Public Health, Vol. 84, No. 2, p. 254-259 (1994)

(36) R. W. Elder, et al. : Effectiveness of Mass Media Campaigns for Reducing Drinking and Driving and Alcohol-Involved Crashes, Am J Prev Med, Vol. 27, No. 1, p. 57-65 (2004)

(37) E. Wells-Parker, et al. : Final results from a meta-analysis of remedial interventions with drink/drive offenders, Addiction, Vol. 90, p. 907-926 (1995)

(38) D. J. Deyoung : An evaluation of the effectiveness of alcohol treatment, driver license actions and jail terms in reducing drunk driving recidivism in California, Addiction, Vol. 92, No. 8, p. 989-997 (1997)

(39) K. Mills, et al. : An outcome evaluation of the New South Wales Sober Driver Programme: a remedial programme for recidivist drink drivers, Drug and Alcohol Review, Vol. 27, No. 1, pp. 65-74 (2008)